



茨城県報

第 323 号

令和 4 年 (2022年) 7 月 14 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (技術革新課)	2
告 示	
●救急告示医療機関の認定 (医療政策課)	2
●救急医療協力医療機関の指定取消し (医療政策課)	3
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関及び施術機関の廃止及び変更 (福祉政策課)	3
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定 (福祉政策課)	4
●指定居宅サービス事業者の廃止 (長寿福祉課)	5
●指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿福祉課)	5
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2 件) (中小企業課)	6
●換地計画の決定 (農地整備課)	8
●道路の区域の変更 (5 件) (道路維持課)	8
●道路の供用の開始 (道路維持課)	11
(教 育 委 員 会)	
●令和 5 年度茨城県立高等学校入学者選抜実施要項	11
●令和 5 年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜実施要項	14
公 告	
●公共測量の実施 (用地課)	44
●都市計画の図書の縦覧 (3 件) (都市計画課)	44
●開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課)	45
●入札公告 (立地整備課)	45
(病 院 局)	
●落札者等の公示	48
(警 察 本 部)	
●落札者等の公示 (2 件)	48
正 誤	
●令和 3 年 12 月 16 日付け茨城県報第 265 号中	49

規 則

茨城県規則第41号

つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 7 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦

つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年茨城県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「支援室」を「事務室」に改める。

様式第1号中

利用を希望する支援室	事務室 ・ 研究室	を
利用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	

利用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	に、
--------	-----------------	----

「支援室」を「事務室」に改め、「(注) 利用を希望する支援室の欄は、該当するものを○で囲むこと。」を削る。

様式第2号中「支援室番号」を「事務室番号」に、「支援室で」を「事務室で」に改める。

様式第4号から様式第12号までの規定中「支援室番号」を「事務室番号」に改める。

様式第14号中

事 務 室	1室1月につき	円	を
研 究 室	1室1月につき	円	

事 務 室	1室1月につき	円	に
-------	---------	---	---

改める。

様式第15号中「支援室番号」を「事務室番号」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第701号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、次の医療機関を救急病院として認定したので、告示する。

令和 4 年 7 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関名	所在地	認定期限
八郷整形外科内科病院	石岡市東成井2719	令和 7 年 3 月 31 日
湖南病院	下妻市長塚48- 1	令和 7 年 3 月 31 日
西山堂慶和病院	那珂市鴻巣3247- 1	令和 7 年 3 月 31 日

茨城県告示第702号

次の救急医療協力医療機関について、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項において準用する第3条第2項の規定により告示する。

令和 4 年 7 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦

名 称	所在地	撤回日
八郷整形外科内科病院	石岡市東成井2719	令和 4 年 3 月 31 日
湖南病院	下妻市長塚48- 1	令和 4 年 3 月 31 日
西山堂慶和病院	那珂市鴻巣3247- 1	令和 4 年 3 月 31 日

茨城県告示第703号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり廃止及び変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 7 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦

<廃止>

コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	廃 止 年月日	区分
679 富士整骨院 (小沼 仁)	日立市川尻町 5-30-18	柔道整復	小沼 仁	令和 4 年 4 月 28 日	廃止

<変更>

医療機関 コード	指定時の医療 機関等の名称	業務の種類	(変更事項) 変更前の内容	(変更事項) 変更後の内容	変 更 年月日
2110716	柳澤会 勝田皮膚科 クリニック	皮	(名称) 柳澤会 勝田皮膚科ク リニック	(名称) 勝田内科・皮膚科ク リニック	令和 3 年 10 月 1 日
0611640	医療法人社団幸清会 しもだて内科クリ ニック	内	(所在の表示) 筑西市中館262	(所在の表示) 筑西市八丁台463	令和 3 年 11 月 27 日
5590012	みらい訪問看護ステ ーション	訪問看護	(名称) みらい訪問看護ステー ーション	(名称) みらい訪問看護リハビ リステーション	令和 4 年 4 月 1 日

医療機関 コード	指定時の医療 機関等の名称	業務の種類	(変更事項) 変更前の内容	(変更事項) 変更後の内容	変 更 年月日
0641005	いいぬま薬局野殿店	薬局	(名称) いいぬま薬局野殿店	(名称) 花・花薬局野殿店	令和 4 年 4 月 1 日
0641013	いいぬま薬局下岡崎 店	薬局	(名称) いいぬま薬局下岡崎店	(名称) 花・花薬局下岡崎店	令和 4 年 4 月 1 日
0290055	訪問看護ステーショ ンたが	訪問看護	(名称) 訪問看護ステーション たが (所在地) 日立市国分町二丁目 1 番 2 号	(名称) 訪問看護ステーション たがひたち (所在地) 日立市城南町二丁目 1 番 1 号	令和 4 年 4 月 1 日
0611186	池田整形外科	整外、放、リハ、内	(名称) 池田整形外科	(名称) 筑西いけだクリニック	令和 4 年 4 月 1 日
5290050	訪問看護ステーショ ンあやめ神栖	訪問看護	(所在地) 神栖市平泉281-10 第30平成コーポC棟 107号室	(所在地) 神栖市平泉281-10 アーバニズム30 C号 棟107号室	令和 4 年 6 月 1 日
828	ベスト整骨院 (川股 和博)	柔道整復	(所在地) 龍ヶ崎市寺後3635番地	(所在地) 龍ヶ崎市藤ヶ丘 5 丁目 15-7	令和元年 10月21日
1217	あしたば接骨院 (城 内 成一)	柔道整復	(所在地) 古河市東本町 1-7- 19 MKビル302	(所在地) 古河市仁連160-1	令和 4 年 5 月 1 日
495	KE i ROW常陸太 田ステーション ヨロシク整骨院 (小 田部 邦子)	あん摩マッサージ	(施術所の追加)	(名称) 訪問マッサージKE i ROW日立森山ステー ション (所在地) 日立市森山町 4-13- 7	令和 4 年 5 月 1 日
483		はり・きゅう		(名称) 訪問マッサージKE i ROWひたちなか中央 ステーション (所在地) ひたちなか市大成町48 -1	
498	からだ元気治療院 鹿嶋店(小山 良一)	あん摩マッサージ	(施術所の追加)	(名称) 福寿治療院 (所在地) 潮来市牛堀 886	令和 4 年 4 月 1 日
487		はり・きゅう			

茨城県告示第704号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 7 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦

施術所名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等年月日	区分
490 ハートフル鍼灸マッサージ院 松戸(児玉 大地)	千葉県松戸市六実 6-21-7 ニューボワールメゾンⅡ 203	はり・きゅう	児玉 大地	令和 4 年 6 月 13 日	指定

茨城県告示第705号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第 78 条の規定により告示する。

令和 4 年 7 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0875600413	医療法人 石岡脳神経外科病院	指定訪問リハビリテーション サン・テレーズ	小美玉市栗又四ヶ 1752-1	訪問リハビリテーション	令和 4 年 6 月 20 日
0863390068	医療法人 芳栄会	訪問看護ステーション わかば	常陸大宮市宇留野 3109	訪問看護	令和 4 年 6 月 30 日
0871800033	岩井農業協同組合	岩井農業協同組合訪問介護事業所	坂東市岩井 2229	訪問介護	令和 4 年 6 月 30 日
0872101159	株式会社 介護サポート	介護サポートホーム ほんのぼの元町	ひたちなか市元町 1-5	訪問介護	令和 4 年 6 月 30 日
0872102314	株式会社 3eee	リハビリ特化型デイサービス カラダラボひたちなか	ひたちなか市東石川 2874	通所介護	令和 4 年 6 月 30 日
0873800775	特定非営利活動法人 あゆみ	あゆみ介護ステーション	稲敷市蒲ヶ山 655	訪問介護	令和 4 年 6 月 30 日
0874301062	有限会社 田園福祉企画	デイサービス はなの郷	猿島郡五霞町江川 4024-2	通所介護	令和 4 年 6 月 30 日
0875200685	らくらく介護神栖 株式会社	らくらく介護神栖	神栖市須田 2321	訪問介護	令和 4 年 6 月 30 日

茨城県告示第706号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

令和 4 年 7 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0875600413	医療法人 石岡脳神経外科病院	指定訪問リハビリテーション サン・テレーズ	小美玉市栗又四ヶ 1752-1	介護予防訪問リハビリテーション	令和 4 年 6 月 20 日
0863390068	医療法人 芳栄会	訪問看護ステーション わかば	常陸大宮市宇留野 3109	介護予防訪問看護	令和 4 年 6 月 30 日

茨城県告示第707号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和4年7月14日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) オークビレッジ神栖

神栖市大野原4丁目182番52 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

令和4年4月28日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社タイヨー	神栖市大野原四丁目7番1号	森田 剛
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋4丁目26番地3	堂前 宣夫
株式会社千葉薬品	千葉県千葉市中央区問屋町1番35号	神崎 彰道
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266-1	大村 浩一
株式会社シャトレーゼ	山梨県甲府市下曾根町3440-1	古屋 勇治
未定	未定	未定
未定	未定	未定
未定	未定	未定
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年12月21日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,149㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 586台

(イ) 駐輪場の収容台数 68台

(ウ) 荷さばき施設の面積 189㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 45.625㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前7時（一部午前9時）

(閉店時刻) 翌午前0時（一部午後9時）

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～翌午前0時30分（一部午後9時）

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

8 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時 (一部 24 時間、午前 1 時～午前 6 時)

キ 届出年月日

令和 4 年 4 月 20 日

2 市町村の意見

事 項	神栖市からの意見の概要
ア 交通安全対策について	・駐車場から市道に出る際に、歩行者や車両等の出会い頭の事故が起こらないよう、標示や看板、誘導員等の安全対策をお願いしたい。
イ 防犯対策への協力について	・営業時間外及び夜間、暴走族や非行少年等の溜り場や、不審車両等の進入が無いよう、営業時間外の駐車場閉鎖や防犯カメラの設置等、防犯対策を徹底すること。
ウ 騒音・振動等の発生に係る事項について	・工事着工にあたり、特定建設作業等の届出の漏れが無いように注意していただくと同時に、規制値を遵守していただくようお願いしたい。 また、特定建設作業に該当しない場合でも、作業時間の調整や、発生する土砂等の飛散防止に努めるなど周辺住民への理解を十分に得るように努めていただきたい。 ・搬入車両についても、近隣の住宅等に騒音・振動等の迷惑をかけないよう、当該店舗周辺の道路を走行する際には、十分配慮をしていただきたい。
エ 廃棄物減量化及びリサイクルについて	・過剰包装を抑制し、資源物のリサイクルを推進すること。リサイクル製品を活用すること。神栖市エコショップ制度の活用についても検討いただきたい。敷地内(駐車場等)のポイ捨てごみ等を防止するよう適正な管理に努めること。

理 由
ア 当該店舗付近に小中学校や公園等があり、児童の通行や送迎車等の通行があり、交通事故が起きるおそれがあるため。 イ 当該店舗付近の住宅や付近を通行する人に迷惑がかかるおそれがあるため。 ウ 騒音規制法、振動規制法の規制対象区域であり、特定建設作業等の届出を行う必要があり、規制基準の遵守義務がある。また、当該店舗付近の住宅や付近を通行する人に迷惑がかかるおそれがあるため。 エ 「神栖市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び「神栖市きれいなまちづくり推進条例」による。

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第708号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和4年7月14日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸サウスタワー

水戸市宮町一丁目7番33号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(第6条第1項)

令和4年6月20日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和 4 年 6 月 7 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第709号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業坂東中央地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 4 年 7 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和 4 年 7 月 15 日から

令和 4 年 8 月 15 日まで

3 縦覧の場所

坂東市役所

茨城県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 4 年 7 月 14 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 293号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸大宮市北塩子字榎田395番1地先から 常陸大宮市北塩子字榎田403番11地先まで	旧	メートル 最大 31.1 最小 16.6	メートル 240	
	新	最大 32.5 最小 21.2	240	現道拡幅

茨城県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年7月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月14日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
坂東市辺田字原1141番12地先から	旧	メートル	メートル	580
		最大 12.2 最小 8.5		
坂東市辺田字原1093番3地先まで	新	最大 18.5 最小 16.0	580	現道拡幅

茨城県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年7月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月14日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡城里線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市柏井245番2地先から	旧	メートル	メートル	192
		最大 22.0 最小 12.6		
笠間市柏井406番3地先まで	新	最大 24.8 最小 13.7	192	現道拡幅

茨城県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年7月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月14日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 美浦栄線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
牛久市島田町字島田160番1地先から 龍ヶ崎市半田町字土手下1828番1地先まで	(A)	最大 16.9 最小 4.0	3,406	
龍ヶ崎市八代町字尾坪台3480番地先から 龍ヶ崎市八代町字稲塚3879番地先まで	(B)	最大 233.4 最小 20.7	1,100	
龍ヶ崎市八代町字向原3474番地先から 龍ヶ崎市白羽1丁目1番1地先まで	(C)	最大 60.0 最小 18.0	300	
牛久市島田町字島田326番地先から 龍ヶ崎市薄倉町字養生峯1063番5地先まで	(D+E)	最大 157.8 最小 25.8	1,729	
牛久市島田町字島田160番1地先から 龍ヶ崎市半田町字土手下1828番1地先まで	(A)	最大 16.9 最小 4.0	3,406	
龍ヶ崎市八代町字尾坪台3480番地先から 龍ヶ崎市八代町字稲塚3879番地先まで	(B)	最大 233.4 最小 20.7	1,100	
龍ヶ崎市八代町字向原3474番地先から 龍ヶ崎市白羽1丁目1番1地先まで	(C)	最大 60.0 最小 18.0	300	
牛久市島田町字島田326番地先から 龍ヶ崎市八代町字向原3475番地先まで	(D+E+F)	最大 157.8 最小 25.8	2,944	バイパス延伸
龍ヶ崎市八代町字向原3471番地先から 龍ヶ崎市白羽1丁目100番1地先まで	(G)	最大 62.0 最小 21.5	455	バイパス新設

茨城県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年7月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月14日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 八代庄兵衛新田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
龍ヶ崎市中里三丁目100番から	旧 (A)	最大 37.7 最小 18.5	280	
龍ヶ崎市中里三丁目100番まで	新 (A)	最大 37.7 最小 18.5	280	バイパス新設
	(B)	最大 66.7 最小 23.3	530	

茨城県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和4年7月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月14日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 日立常陸太田線
- 2 供用開始の区間 日立市鮎川町1丁目156番1地先から
日立市鮎川町3丁目134番3地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年7月14日

~~~~~  
(教育委員会)

## 茨城県教育委員会告示第4号

令和5年度茨城県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

令和4年7月14日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

令和5年度茨城県立高等学校全日制課程及び定時制課程の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。

## 1 基本方針

茨城県立高等学校の入学者選抜は、各高等学校の課程及び学科の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとし、募集定員の許す限り入学を許可するものとする。

## 2 応募資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和5年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者又は令和5年3月該当見込みの者

## 3 募集の課程、学科及び定員

別に定める。

## 4 一般入学

すべての高等学校で共通選抜を実施するほか、高等学校の裁量で文化、芸術及び体育等の分野において優れた資質・実績を有する者を対象とする特色選抜を実施することができる。

- (1) 志願校、課程及び学科の選択については、次のとおりとする。

ア 入学志願は、1校1課程1学科に限る。ただし、共通選抜においては、同一校の同一課程における農業、工業、商業及び水産に関する学科については、それぞれの学科内において第1及び第2の志望順位をつけて同時に2学科まで志願することができる。

また、普通科のコースを志願する場合は、同一校の普通科を第2志望として志願することができ、多部制の定時制課程における午前の部及び午後の部の志願者については、同一校の午前の部及び午後の部に第1及び第2の志望順位をつけて志願することができる。

イ 入学志願者は、入学願書の提出後、学力検査実施前の別に定める期間において、1回に限り志願先（課程及び学科を含む。）を変更することができる。

- (2) 志願の手続については、次のとおりとする。

ア 入学志願者は、入学願書を、自らが卒業した、修了した、若しくは在籍する中学校、これに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して志願先高等学校長に提出するものとする。

なお、特色選抜に志願する者は、併せて志願理由書を提出する。ただし、IT科及び科学技術科（以下「IT科等」という。）の特色選抜志願者は、志願理由書に代えて活動報告書を提出する。

イ 中学校長は、志願先高等学校ごとに、入学志願者から提出された入学願書及び特色選抜における志願理由書（IT科等については、活動報告書）のほか、入学志願者の調査書を提出期間内に志願先高等学校長に対して提出するものとする。

ウ 入学願書等の提出については、郵送を認める。

なお、詳細は別に定める。

(3) 入学者の選抜は、調査書、学力検査の成績等を用いて行う。

ア 共通選抜については、次のとおりとする。

(ア) 調査書の様式は、別に定める。

(イ) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）（「聞き取りテスト」を含む。）とし、各教科とも50分間で行う。

なお、その出題内容は、中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示）及び平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例（平成29年7月文部科学省告示）に基づくものとし、配点は各教科100点満点とする。

(ウ) 普通科のスポーツ科学コース、音楽科、美術科及びメディア芸術科の志願者については、別に定めるところにより、実技検査を令和5年3月6日（月）に行う。

(エ) 定時制課程の志願者については、志願先高等学校長が必要と認める場合は、別に定めるところにより面接を行うことができる。

なお、多部制の定時制課程において面接を実施する場合は、令和5年3月6日（月）に行う。

(オ) 学力検査を国語、数学及び外国語（英語）（「聞き取りテスト」を含む。）とする定時制課程においては、面接を実施し、さらに、志願先高等学校長が必要と認める場合は、作文を実施することができる。

イ 特色選抜については、次のとおりとする。

(ア) 各高等学校は、文化、芸術及び体育等の分野において優れた資質・実績を有する者を対象とする特色選抜を実施することができる。

(イ) 特色選抜枠は、すべての学科において、募集定員の50パーセントを上限とする。

(ウ) 特色選抜を実施する学科においては、(3)アの(イ)に定める学力検査に加えて、特色選抜の志願者に対して面接を実施するほか、作文、実技検査を実施することができる。

なお、IT科等の志願者に対しては、面接に代えてプレゼンテーションを実施することができる。

(4) 学力検査は、令和5年3月3日（金）に行い、特色選抜面接等は、令和5年3月6日（月）に行う。

(5) 追検査については、次のとおりとする。

ア 上記(4)のうち、共通選抜に係る検査等について、インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、受検することができなかった者を対象とし、追検査を実施する。

イ 学力検査追検査は、令和5年3月9日（木）に行い、共通選抜実技検査追検査及び多部制の定時制課程における面接の追検査は、令和5年3月10日（金）に行う。

ウ アの追検査の対象者のうち、新型コロナウイルス感染症により追検査を受検することができなかった者を対

象とし、追加の検査を実施する。

エ 追加の検査については、次により実施する。

(ア) 学力検査は、国語、数学及び外国語（英語）（「聞き取りテスト」を含まない。）の 3 教科とし、各教科とも 50 分間で行う。

なお、出題内容及び配点は、上記(3)ア(イ)のなお書きと同様とする。

(イ) 学力検査は、令和 5 年 3 月 20 日（月）に行う。

(6) 合否判定方法は、次のとおりとする。

ア 特色選抜

特色選抜枠の合格者の決定は、次のように行う。

(ア) 特色選抜に出願した受検者について、調査書、学力検査の成績、面接（一部学科のプレゼンテーションを含む。）の結果及びその他選抜に必要な資料を総合して合格者を決定する。学力検査以外の選抜資料の配点等、選抜方法の詳細については各高等学校が定める。

なお、IT 科等においては、学力検査の数学及び理科の成績について傾斜配点を行うこととし、その配点は各高等学校が定める。

(イ) 特色選抜において合格と判定されなかった受検者については、特色選抜に出願しなかった他の受検者と併せて「イ 共通選抜」により合否判定を行う。

イ 共通選抜

一般入学志願者のうち、「ア 特色選抜」で合格と判定された者を除く受検者の合否判定は、次のように行う。

(ア) 共通選抜の対象となる受検者全員について、学力検査の得点合計の順位が募集定員から特例入学者選抜枠及び特色選抜枠の合格者数を引いた数の 80% 以内にあり、かつ、調査書の評定合計の順位が募集定員から特例入学者選抜枠及び特色選抜枠の合格者数を引いた数以内にある者を A 群とし、残りを B 群とする。A 群に属する者は、原則として合格とする。ただし、調査書の記載事項又は学力検査の結果に特に問題のある者は保留とし、B 群に加える。

(イ) B 群に属する者のうちから合格者を選抜する方法は、学力検査の結果を重視した選抜及び調査書の記録を重視した選抜により、合格者を決定する。この 2 つの選抜で合格する人数の比率は、20:80、30:70、40:60、50:50、60:40、70:30、80:20 の中から各高等学校が決定する。

(ウ) 受検者数が募集定員内にあるときには、「募集定員」を「受検者数」と読み替えて選抜する。

(エ) 追加の検査については、上記(ア)から(ウ)に準じて行う。

(7) 合格者の発表は、令和 5 年 3 月 14 日（火）に行う。

また、追加の検査の合格者発表は、令和 5 年 3 月 23 日（木）に行う。

## 5 第 2 次募集

(1) 合格者が募集定員に満たない学科（コースを含む。）について、第 2 次募集を実施する。ただし、第 2 次募集においては、特色選抜は実施しない。

(2) 志願校及び学科の選択については、一般入学の(1)のアに準ずるものとする。

(3) 第 2 次募集における志願の手続については、一般入学の(2)に準じて行う。

(4) 第 2 次募集の選抜は、調査書、学力検査の成績及び面接の結果等を用いて行う。

ア 調査書は、一般入学に用いるものと同じ様式とする。

イ 学力検査は、国語、数学及び外国語（英語）（「聞き取りテスト」を含まない。）の 3 教科とし、各教科とも 50 分間で行う。

なお、出題内容及び配点は、一般入学と同様とする。

ウ 普通科のスポーツ科学コース、音楽科、美術科及びメディア芸術科の志願者については、別に定めるところにより、実技検査を行う。

- (5) 学力検査は、令和 5 年 3 月 20 日 (月) に行う。
- (6) 第 2 次募集における合否判定は、一般入学の共通選抜に準じて行う。
- (7) 合格者の発表は、令和 5 年 3 月 23 日 (木) に行う。
- (8) 定時制課程の追加入学については、別に定める。

#### 6 特例入学者選抜

次により実施するほか、詳細は別に定める。

##### (1) 帰国子女の特例入学者選抜

全校の全日制課程及び定時制課程において、令和 5 年 3 月 3 日 (金) に行う。

また、追検査は、「4 一般入学」の(5)アに準じ、令和 5 年 3 月 9 日 (木) に行い、追加の検査は、「4 一般入学」の(5)ウに準じ、令和 5 年 3 月 20 日 (月) に行う。

##### (2) 外国人生徒の特例入学者選抜

(1)と同じ。

##### (3) 成人特例入学者選抜

全校の定時制課程において、令和 5 年 3 月 3 日 (金) に行う。

また、追検査は、「4 一般入学」の(5)アに準じ、令和 5 年 3 月 9 日 (木) に行い、追加の検査は、「4 一般入学」の(5)ウに準じ、令和 5 年 3 月 20 日 (月) に行う。

第 2 次募集を行う場合は、令和 5 年 3 月 20 日 (月) に行う。

#### 7 連携型中高一貫教育校の入学者選抜

茨城県立小瀬高等学校の入学者選抜については、令和 5 年 3 月 6 日 (月) に行う。また、追検査は、「4 一般入学」の(5)アに準じ、令和 5 年 3 月 10 日 (金) に行い、追加の検査は、「4 一般入学」の(5)ウに準じ、令和 5 年 3 月 20 日 (月) に行う。

なお、詳細は別に定める。

#### 8 通信制課程の入学者選抜

茨城県立水戸南高等学校通信制課程の入学者選抜については、別に定める。

#### 9 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項については、別に定める。

---

#### 茨城県教育委員会告示第 5 号

令和 5 年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜実施要項を次のように定める。

令和 4 年 7 月 14 日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

## I 令和 5 年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜実施要項

令和 5 年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の第 1 学年生徒の募集及び入学者の選抜は、この要項の定めるところにより行う。

### 1 基本方針

茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜は、各学校の特色を踏まえ、学習活動への適応能力、学ぶ意欲その他の適性を判定して行うものとする。

### 2 応募資格

応募できる者は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 小学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和 5 年 3 月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 保護者とともに県内に居住する者（入学日までに保護者とともに県内に居住することが確実な者を含む。）

### 3 通学区域

茨城県内全域とする。

### 4 募集定員

#### (1) 県立中学校

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 県立日立第一高等学校附属中学校  | 80 人（男女各 40 人程度） |
| 県立太田第一高等学校附属中学校  | 40 人（男女各 20 人程度） |
| 県立水戸第一高等学校附属中学校  | 80 人（男女各 40 人程度） |
| 県立鉾田第一高等学校附属中学校  | 40 人（男女各 20 人程度） |
| 県立鹿島高等学校附属中学校    | 40 人（男女各 20 人程度） |
| 県立土浦第一高等学校附属中学校  | 80 人（男女各 40 人程度） |
| 県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校 | 40 人（男女各 20 人程度） |
| 県立下館第一高等学校附属中学校  | 40 人（男女各 20 人程度） |
| 県立下妻第一高等学校附属中学校  | 40 人（男女各 20 人程度） |
| 県立水海道第一高等学校附属中学校 | 40 人（男女各 20 人程度） |

#### (2) 県立中等教育学校

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 県立勝田中等教育学校 | 120 人（男女各 60 人程度） |
| 県立並木中等教育学校 | 160 人（男女各 80 人程度） |
| 県立古河中等教育学校 | 120 人（男女各 60 人程度） |

### 5 志願の手続

#### (1) 志願校

茨城県立中学校（以下「県立中学校」という。）及び茨城県立中等教育学校（以下「県立中等教育学校」という。）のうち、いずれか 1 校を志願できるものとする。

#### (2) 出願受付日

令和 4 年 12 月 1 日（木）、12 月 2 日（金）、12 月 5 日（月）に必着

#### (3) 出願方法

志願者は、県立中学校長又は県立中等教育学校長あて、出願書類等を受付日に必着するよう出願用封筒（様式第 4 - 3 号）を用いて簡易書留の配達日指定郵便※により郵送する。

※ 指定日の 3 日前までしか郵便局で引き受けないので注意する。

簡易書留による配達日指定郵便は、すべての郵便局で引受可とされているが、郵便に関する詳細は各郵便局に問い合わせる。

## (4) 出願書類等

| 提出書類等                      | 備 考                                                      |
|----------------------------|----------------------------------------------------------|
| 入学願書 (様式第 1 号の 1)          | 1 部。入学者選抜手数料として、茨城県収入証紙 2,200 円分を貼る。                     |
| 写真票 (様式第 1 号の 2)           | 1 部。出願前 3 ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽の写真 (横 3 cm × 縦 4 cm) を貼る。     |
| 受検票 (様式第 1 号の 3)           | 1 部。写真票に貼ったものと同じ写真 (横 3 cm × 縦 4 cm) を貼る。                |
| 志願理由書 (様式第 2 号)            | 1 部。志願者本人記入欄は、志願者本人が自筆で記入する。                             |
| 調査書※ (様式第 3 号)             | 1 部。志願者の在籍する小学校の校長が作成し、長形 3 号の封筒に厳封したもの (開封無効)。          |
| 受検票送付用封筒<br>(様式第 4 - 1 号)  | 1 通。送付先の郵便番号、住所及び志願者本人の氏名を明記し、460 円分の切手 (簡易書留用) を貼る。     |
| 選抜結果通知用封筒<br>(様式第 4 - 2 号) | 1 通。送付先の郵便番号、住所及び志願者本人の氏名を明記し、720 円分の切手 (簡易書留及び速達用) を貼る。 |

※ 調査書 (様式第 3 号) の作成には、2 週間程度かかるので、小学校には原則として 11 月 18 日 (金) までに依頼する。

※ 出願の段階で入学者選抜手数料の免除を希望する場合、適用の可否について志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に確認する。免除が適用された場合は、茨城県収入証紙を貼らなくてよい。

## (5) 出願書類等の配布

志願先の県立中学校又は県立中等教育学校において、令和 4 年 10 月 12 日 (水) から原則として 11 月 18 日 (金) までの期間内に交付する。

受付時間は、各学校とも午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、土、日、祝日を除く。

## (6) 県外からの転居予定者の入学志願申請

県外に住所を有する者で、入学日までに保護者ととも県内に居住することが確実な志願者については、志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に連絡の上、その指示に従って「県外からの入学志願申請書」(様式第 5 号) 及び「転入先の住居を証明する書類」を、志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長へ、出願用封筒に同封して提出する。

入学者選抜手数料は、あらかじめインターネット (いばらき電子申請・届出サービス) によりクレジットカードや Pay-easy (ペイジー) で納付し、入学願書の茨城県収入証紙貼付欄に「電子納付済」と記入する。又は、入学願書の指定欄に茨城県収入証紙を貼付し納付する (消印しない)。

※ 写しによる証明書類提出の際、照合のため原本を小学校長に提示する。

## (7) 令和 4 年 12 月 12 日 (月) までに受検票が届かない場合は、志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に問い合わせる。

## (8) 志願取消の手續

志願者は、出願後、合格発表前に志願を取り消す場合、速やかに「志願取消届 (様式第 12 号)」を志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

## 6 調査書の作成

(1) 調査書 (様式第 3 号) は、志願者の在籍する小学校に校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、作成する。

(2) 調査書の作成に当たっては、「調査書作成要領」(P.9) に従って行う。

## 7 選抜検査

## (1) 実施期日

令和 5 年 1 月 7 日 (土)

## (2) 実施会場

志願先の県立中学校又は県立中等教育学校

ただし、志願者数によっては近隣の県立高等学校を実施会場とする場合がある。

## (3) 実施方法及び内容

ア 適性検査 I (45 分間)

小学校で学習した内容を基に、思考力、判断力及び課題を発見し解決する力などをみる。

イ 適性検査 II (45 分間)



文章や資料を基に、読解力、分析力及び自分の考えを表現する力などをみる。

#### ウ 面接 (1 グループ 20 分間程度)

5 人程度を 1 グループとした集団面接とし、学習への意欲や 6 年間一貫の学校生活への適性などをみる。

※ 県立中学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に係る適性検査問題の出題内容については、小学校 1 学年から 3 学年の学習内容は、小学校学習指導要領 (平成 20 年 3 月文部科学省告示) に基づくものとし、小学校 4 学年から 6 学年の学習内容は、小学校学習指導要領 (平成 29 年 3 月文部科学省告示) に基づくものとする。

なお、小学校学習指導要領等の改訂に伴う移行措置については、平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間における小学校学習指導要領の特例 (平成 29 年 7 月文部科学省告示) に基づくものとする。

#### (4) 日程

|                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 8 : 4 0               | 集合                  |
| 8 : 4 0 ~ 9 : 0 0     | 点呼、諸注意              |
| 9 : 3 0 ~ 1 0 : 1 5   | 適性検査 I              |
| 1 0 : 4 5 ~ 1 1 : 3 0 | 適性検査 II             |
| 1 1 : 4 0 ~ 1 1 : 4 5 | 諸連絡                 |
| 1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 3 0 | 昼食                  |
|                       | 面接 (各学校の計画による時間で実施) |

#### (5) 携行品

検査時、検査室には、受検票、HB、B 又は 2 B の黒鉛筆 (シャープペンシルも可)、消しゴム (以上は必ず持参する。)、三角定規一組及び鉛筆けずり等のほかは持ち込まない。

昼食及び上履きは、各自持参する。

#### (6) 受検上の特別措置

障害や病気等により、適性検査及び面接を受ける上で特別な措置を必要とする志願者の保護者は、「受検上の特別措置申請書」(様式第 6 号)を、原則として令和 4 年 8 月 1 日 (月) から 11 月 18 日 (金) までに志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。(P. 26 参照)

## 8 選抜方法

県立中学校長及び県立中等教育学校長は、調査書及び志願理由書の内容並びに適性検査 I、適性検査 II 及び面接の結果を総合的に判断して、合格者を決定する。

#### (1) 検査等の取扱い

合格者の決定には、調査書、適性検査、面接の結果を点数化して総合した成績 (以下、「総合成績」という。)を用いる。その取扱いは、各県立中学校長又は県立中等教育学校長が定める。各学校の配点は、以下のとおりとする。

| 校名               | 適性検査 I | 適性検査 II | 調査書<br>(換算後) | 面接  | 総合成績  |
|------------------|--------|---------|--------------|-----|-------|
| 県立日立第一高等学校附属中学校  | 1 0 0  | 1 0 0   | 2 5          | 2 5 | 2 5 0 |
| 県立太田第一高等学校附属中学校  | 1 0 0  | 1 0 0   | 3 0          | 2 0 | 2 5 0 |
| 県立水戸第一高等学校附属中学校  | 1 0 0  | 1 0 0   | 3 0          | 2 0 | 2 5 0 |
| 県立鉾田第一高等学校附属中学校  | 1 0 0  | 1 0 0   | 3 0          | 2 0 | 2 5 0 |
| 県立鹿島高等学校附属中学校    | 1 0 0  | 1 0 0   | 3 0          | 2 0 | 2 5 0 |
| 県立土浦第一高等学校附属中学校  | 1 0 0  | 1 0 0   | 3 0          | 2 0 | 2 5 0 |
| 県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校 | 1 0 0  | 1 0 0   | 5            | 4 5 | 2 5 0 |
| 県立下館第一高等学校附属中学校  | 1 0 0  | 1 0 0   | 2 5          | 2 5 | 2 5 0 |
| 県立下妻第一高等学校附属中学校  | 1 0 0  | 1 0 0   | 3 0          | 2 0 | 2 5 0 |
| 県立水海道第一高等学校附属中学校 | 1 0 0  | 1 0 0   | 3 0          | 2 0 | 2 5 0 |
| 県立勝田中等教育学校       | 1 0 0  | 1 0 0   | 2 5          | 2 5 | 2 5 0 |
| 県立並木中等教育学校       | 1 0 0  | 1 0 0   | 2 5          | 2 5 | 2 5 0 |
| 県立古河中等教育学校       | 1 0 0  | 1 0 0   | 3 0          | 2 0 | 2 5 0 |

(2) 志願理由書の取扱い

志願理由書は、面接を補完するものとする。記載された内容によって不利が生ずることはない。選考に際して入学志願者を理解するための補助資料とする。

## 9 合格者の発表

令和 5 年 1 月 18 日 (水) 午前 9 時に、インターネットを利用し、県立中学校又は県立中等教育学校が合格者の受検番号を発表する。閲覧方法については、同月 7 日 (土) 適性検査終了後に、受検者本人に通知する。

また、発表後速やかに、志願者本人あて「選抜結果通知書」(様式第 7 号)を送付する。その際、適性検査の得点も通知する。併せて、適性検査の「解答用紙の写し」も同封する。

## 10 入学予定者の手続

(1) 入学確約書の提出

合格者の保護者は、令和 5 年 1 月 20 日 (金) 又は 1 月 23 日 (月) の午前 9 時から午後 4 時までの間に、「入学確約書」(様式第 8 号)を県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

「入学確約書」の提出は、持参を原則とするが、郵送も可とする。郵送の場合は、県立中学校又は県立中等教育学校に事前に電話連絡の上、令和 5 年 1 月 23 日 (月) までの期限必着とする。この期間に「入学確約書」を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなす。

(2) 入学予定者証明書の交付

県立中学校長及び県立中等教育学校長は、「入学確約書」を提出した保護者に「入学予定者証明書」(様式第 9 号及び様式第 10 号)を交付する。

「入学予定者証明書」の交付を受けた入学予定者の保護者は、速やかに、入学予定者が在籍する小学校の校長に県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書(小学校提出用)」(様式第 9 号)を添えて届け出る。また、小学校の校長への提出後速やかに、入学予定者の住所の存する市町村の教育委員会へ、県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書(市町村教育委員会提出用)」(様式第 10 号)を添えて届け出る。

(3) 入学の辞退

「入学確約書」を提出した入学予定者については、原則として入学の辞退は認めないが、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合は、速やかに「入学辞退届」(様式第 11 号)を志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出しなければならない。

※ 入学の辞退は、志願取消とは手続きや様式が異なるので注意すること。「志願取消届(様式第 12 号)」は、「5 志願の手続(8) 志願取消の手続」(P. 2)を参照する。

## 11 欠員の補充

(1) 県立中学校長及び県立中等教育学校長は、入学辞退者が生じた場合は、速やかに新たな合格者を決定し、保護者に対し入学の意志を確認し、欠員の補充を行う。

(2) 入学の意志の確認は、原則として令和 5 年 1 月 24 日 (火) 及び 1 月 25 日 (水) に行う。

## 12 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に県教育委員会教育長が定める。

様式第 1 号の 1 (表面)

| 令和 5 年度 入学 願 書                                                    |                                                 |           |   | 受検番号    | ※                                                                                                                                                                                                                      |     |   |   |   |     |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------|---|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---|---|---|-----|
| 志願者                                                               | ふりがな<br>氏 名                                     |           |   | 性別      | <b>茨城県収入証紙欄</b><br><table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0 円</td> </tr> </table> ただし、茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜手数料 2,200 円<br>収入証紙貼付欄<br>2,000 円<br>収入証紙貼付欄<br>200 円<br>(取扱い上の注意は裏面) | 金額  | 2 | 2 | 0 | 0 円 |
|                                                                   | 金額                                              | 2         | 2 | 0       |                                                                                                                                                                                                                        | 0 円 |   |   |   |     |
|                                                                   | 生年月日                                            | 平成 年 月 日生 |   |         |                                                                                                                                                                                                                        |     |   |   |   |     |
|                                                                   | 現住所<br><small>*県外からの転居予定者は転居予定先の住所を記入する</small> | (〒 - )    |   |         |                                                                                                                                                                                                                        |     |   |   |   |     |
| 出身校名<br>(卒業見込年月)                                                  | (令和 5 年 3 月 卒業見込)                               |           |   |         |                                                                                                                                                                                                                        |     |   |   |   |     |
| 保護者                                                               | ふりがな<br>氏 名                                     |           |   | 志願者との関係 |                                                                                                                                                                                                                        |     |   |   |   |     |
|                                                                   | 現住所<br><small>*県外からの転居予定者は転居予定先の住所を記入する</small> | □志願者の欄に同じ |   |         |                                                                                                                                                                                                                        |     |   |   |   |     |
|                                                                   | 電話① ( )                                         | -         | - |         |                                                                                                                                                                                                                        |     |   |   |   |     |
|                                                                   | 電話② ( )                                         | -         | - |         |                                                                                                                                                                                                                        |     |   |   |   |     |
| 貴校への入学を志願いたします。<br>令和 年 月 日<br>保護者氏名 (署名) _____<br>茨城県立 [ ] 学校長 殿 |                                                 |           |   | 備考      | ※                                                                                                                                                                                                                      |     |   |   |   |     |

(記入上の注意は裏面)

(県立中学校又は県立中等教育学校が切り取る。)

様式第 1 号の 2 (表面)

| 写 真 票                                                                              |   | 令和 5 年度選抜 |
|------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------|
| 受検番号                                                                               | ※ |           |
| ふりがな<br>氏 名                                                                        |   |           |
| 出身校名                                                                               |   |           |
| 写真を貼る<br>1 3ヶ月以内に撮影<br>2 正面上半身無帽<br>3 横 3 cm×縦 4 cm<br>4 カラー・白黒を問わない<br>5 受検票と同じ写真 |   |           |

(県立中学校又は県立中等教育学校が切り取る。)

様式第 1 号の 3 (表面)

| 令和 5 年度 選 抜 検 査 受 検 票                                                              |             |      |    |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------|----|
| 受検番号                                                                               | ※           | 検査会場 | ※  |
| 氏 名                                                                                |             |      | 性別 |
| 生年月日                                                                               | 平成 年 月 日生   |      |    |
| 出身校名                                                                               |             |      |    |
| 志 願 先                                                                              | 茨城県立 [ ] 学校 |      | 校印 |
| 写真を貼る<br>1 3ヶ月以内に撮影<br>2 正面上半身無帽<br>3 横 3 cm×縦 4 cm<br>4 カラー・白黒を問わない<br>5 写真票と同じ写真 |             |      |    |

注 入学願書、写真票、選抜検査受検票とも太線内を記入する。(※欄は、志願先の学校が記入する。)

## 様式第 1 号の 1 (裏面)

## ○ 記入上の注意

- 1 入学願書、写真票、選抜検査受検票とも太線内を記入する。
- 2 ※欄は、志願先の学校が記入する。
- 3 「現住所」は、郡・市名から記入する。  
\* 県外からの転居予定者は、転居予定先の住所を記入する。
- 4 「出身校名」は、公立小学校のうち小中一貫教育を行う学校としての名称がある場合でも、設置条例で定められている名称を記入する。  
(例 1 : ○○市立○○小学校)  
(例 2 : △△市立◇◇義務教育学校)
- 5 保護者の現住所が志願者の現住所と同一の場合は、「志願者の欄に同じ」の□の中に✓を記入する。
- 6 「電話① ( )」「電話② ( )」欄には、欠員補充を行う際の意志確認でも使用するため、保護者に日中確実に連絡が取れる電話番号を 1 つ又は 2 つ記入する。  
( ) 内は、誰の電話かを記入する。例 : (父)、(母)
- 7 誤記を訂正する場合は、誤りの部分に 2 本の線 (——) を引き、正しく書き直す。  
(訂正印不要)
- 8 「校印」は、県立中学校又は県立中等教育学校で押印する。
- 9 [ ] 内には、志願先の学校名を記入する。

## ○ 茨城県収入証紙欄の取扱上の注意

- 1 収入印紙と間違えない。
- 2 茨城県収入証紙は、2,000円 1 枚、200円 1 枚の計 2 枚を所定の欄に貼る。  
また、消印しない。
- 3 入学者選抜手数料の免除制度があるので、希望する者は、県立中学校又は県立中等教育学校に問い合わせる。当該免除制度が適用された場合、茨城県収入証紙を貼らなくてよい。その際、金額の欄に斜線 ( / ) を引く。  
なお、県外からの転居予定者があらかじめインターネット (いばらき電子申請・届出サービス) によりクレジットカードやPay-easy (ペイジー) で納付した場合、入学願書の茨城県収入証紙貼付欄に「電子納付済」と記入する。

## 様式第 1 号の 3 (裏面)

| 選 抜 検 査 時 間 割 |                 |                  |                  | 1 月 7 日 (土)        |  |
|---------------|-----------------|------------------|------------------|--------------------|--|
| 項目 \ 時限       | 第 1 時           | 第 2 時            | 昼 食              | 第 3 時              |  |
| 検 査 時 間       | 9:30<br>～ 10:15 | 10:45<br>～ 11:30 | 11:45<br>～ 12:30 | 各学校の計画による<br>時間で実施 |  |
| 検 査 項 目       | 適性検査 I          | 適性検査 II          |                  | 面 接                |  |

## 注意

- 1 検査当日は、午前 8 時 40 分までに検査会場に集合する。
- 2 この受検票は、必ず持参し、受検中は机の上に置く。
- 3 検査時、検査室には、HB、B 又は 2 B の黒えん筆 (シャープペンシルも可)、消しゴム (以上は必ず持参する。)、三角定規一組及びえん筆けずり等のほかは持ち込まない。
- 4 昼食及び上ばきは、各自持参する。
- 5 受検に当たっては、すべて係員の指示に従う。

様式第 2 号

志 願 理 由 書

受 検 番 号

※

令和 年 月 日

茨城県立 [ ] 学校長 殿

出 身 校 名 \_\_\_\_\_

志 願 者 氏 名 \_\_\_\_\_

私が貴校を志願する理由は次のとおりです。

**【志願者本人記入欄】** (黒色のペン又は黒えん筆で、はっきりと書いてください。)

Large empty rectangular box for writing the reasons for applying, featuring horizontal dashed lines for readability.

注 1 [ ] 内には、志願先の学校名を記入する。

2 志願する理由は、枠内でまとめる。

※欄は、志願先の学校が記入する。

## 様式第3号

令和5年度茨城県立〔

〕学校入学志願者調査書

受検番号 ※ \_\_\_\_\_

|      |  |    |        |                |
|------|--|----|--------|----------------|
| ふりがな |  | 性別 | 生年月日   | 平成 年 月 日生      |
| 児童氏名 |  |    | 卒業見込年月 | 令和 年 月卒業(修了)見込 |
| 現住所  |  |    |        |                |

\*県外からの転居予定者は転居予定先の住所を記入すること

| A 各教科の学習の記録 |               |  |    |    |    | B 総合的な学習の時間の記録 |                     |      |     |
|-------------|---------------|--|----|----|----|----------------|---------------------|------|-----|
| 教科          | 観点別学習状況       |  |    |    | 評定 |                | 学習状況について顕著な事項(5・6年) |      |     |
|             | 観 点           |  | 5年 | 6年 | 5年 | 6年             |                     |      |     |
| 国語          | 知識・技能         |  |    |    |    |                | C 特別活動の記録           |      |     |
|             | 思考・判断・表現      |  |    |    |    |                |                     |      |     |
|             | 主体的に学習に取り組む態度 |  |    |    |    |                |                     |      |     |
| 社会          | 知識・技能         |  |    |    |    | 活動の状況          | 内 容                 | 5年   | 6年  |
|             | 思考・判断・表現      |  |    |    |    |                | 学級活動                |      |     |
|             | 主体的に学習に取り組む態度 |  |    |    |    |                | 児童会活動               |      |     |
| 算数          | 知識・技能         |  |    |    |    |                | クラブ活動               |      |     |
|             | 思考・判断・表現      |  |    |    |    |                | 学校行事                |      |     |
|             | 主体的に学習に取り組む態度 |  |    |    |    |                | D 行動の記録             |      |     |
| 理科          | 知識・技能         |  |    |    |    |                | 項 目                 | 5年   | 6年  |
|             | 思考・判断・表現      |  |    |    |    |                | 基本的な生活習慣            |      |     |
|             | 主体的に学習に取り組む態度 |  |    |    |    |                | 健康・体力の向上            |      |     |
| 音楽          | 知識・技能         |  |    |    |    |                | 自主・自律               |      |     |
|             | 思考・判断・表現      |  |    |    |    |                | 責任感                 |      |     |
|             | 主体的に学習に取り組む態度 |  |    |    |    |                | 創意工夫                |      |     |
| 図画工作        | 知識・技能         |  |    |    |    |                | 思いやり・協力             |      |     |
|             | 思考・判断・表現      |  |    |    |    |                | 生命尊重・自然愛護           |      |     |
|             | 主体的に学習に取り組む態度 |  |    |    |    |                | 勤労・奉仕               |      |     |
| 家庭          | 知識・技能         |  |    |    |    |                | 公正・公平               |      |     |
|             | 思考・判断・表現      |  |    |    |    |                | 公共心・公德心             |      |     |
|             | 主体的に学習に取り組む態度 |  |    |    |    |                | E 欠席の状況             |      |     |
| 体育          | 知識・技能         |  |    |    |    |                | 学年                  | 欠席日数 | 備 考 |
|             | 思考・判断・表現      |  |    |    |    |                | 5年                  | 日    |     |
|             | 主体的に学習に取り組む態度 |  |    |    |    |                | 6年                  | 日    |     |
| 外国語         | 知識・技能         |  |    |    |    |                |                     |      |     |
|             | 思考・判断・表現      |  |    |    |    |                |                     |      |     |
|             | 主体的に学習に取り組む態度 |  |    |    |    |                |                     |      |     |

注 ※欄は、志願先の学校が記入する。

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

学校名

校長氏名

職印

記載責任者 職氏名

## 調査書作成要領

調査書の記入は、小学校児童指導要録（以下「児童指導要録」という。）に基づいて記入するものであるが、次の点に留意して記入する。

### 【一般的事項】

- 1 調査書の作成に当たっては、様式第 3 号を用い、長形 3 号の封筒に厳封する（開封無効）。  
願書等交付時に一緒に配布してある用紙を複写して用いてもよい。  
また、茨城県教育委員会ホームページ (<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/>) から様式第 3 号の電子データをダウンロードして用いてもよい。  
なお、様式を踏まえれば、パソコン等により作成してもよい。
- 2 鮮明に記入する。記入する数字は、すべて算用数字を用いる。  
ただし、現住所欄等、表記上算用数字を用いることが不適当な場合については、漢数字を用いてもよい。
- 3 記入事項がない場合又は記入できない場合は、記載欄に斜線（/）を引く。  
ただし、「C 特別活動の記録」の活動状況及び「D 行動の記録」の欄については、この限りでない。
- 4 誤記を訂正する場合は、2 本の線（＝）を引いて訂正し、まとめて「〇〇字訂正」と欄外に記して、「〇〇字訂正」と記したところに校長印を押す。
- 5 調査書は、原本を複写したものに、校長印を押して提出してもよい。
- 6 [ ] 内には、志願先の学校名を記入する。
- 7 「受検番号」は、記入しない。
- 8 「児童氏名」は、「児童指導要録」どおり正確に記入する。
- 9 「現住所」は、郡・市名から「児童指導要録」どおり正確に記入する。  
\* 県外からの転居予定者は、茨城県内の転居予定先の住所を記入する。
- 10 「学校名」は、公立小学校のうち小中一貫教育を行う学校としての名称がある場合でも、設置条例で定められている名称を記入する。（例 1：〇〇市立〇〇小学校）  
（例 2：△△市立◇◇義務教育学校）
- 11 「特別の教科 道徳」の評価については、記入しない。

### 【各項目の記入について】

#### 1 「A 各教科の学習の記録」について

##### (1) 観点別学習状況

- ア 第 5 学年の欄は、児童指導要録から転記する。
- イ 第 6 学年の欄は、令和 4 年 10 月末現在の学習状況に基づいて評価し、記入する。  
学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現の状況を観点ごとに評価する。

##### (2) 評定

- ア 第 5 学年の欄は、児童指導要録から転記する。
- イ 第 6 学年の欄は、令和 4 年 10 月末現在の学習状況に基づいて評価し、記入する。

## 2 「B 総合的な学習の時間の記録」について

第 5 学年及び第 6 学年の 2 年間の記録 (第 6 学年は令和 4 年 10 月末現在) から、要点を箇条書きとするなど、主たるものを記入する。

## 3 「C 特別活動の記録」について

- (1) 第 5 学年の欄は、児童指導要録から転記する。
- (2) 第 6 学年の欄は、令和 4 年 10 月末現在で、内容ごとにその評価の観点に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合は、該当の欄に○を記入する。

## 4 「D 行動の記録」について

- (1) 第 5 学年の欄は、児童指導要録から転記する。
- (2) 第 6 学年の欄は、令和 4 年 10 月末現在で、項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合は、該当の欄に○を記入する。

## 5 「E 欠席の状況」について

- (1) 第 5 学年の欄は、児童指導要録から転記する。
- (2) 第 6 学年の欄は、令和 4 年 10 月末現在で記入する。
- (3) 欠席日数が学年ごとに 10 日以上ある場合は、備考欄に主な理由を記入する。  
なお、記入事項がない場合は、斜線 ( / ) を引く。

※ 該当する日数がない場合は、空白とせずに 0 と記入する。

※ 不登校児童については、次の 3 要件を満たし、学校への復帰を前提に本人の自立を助ける上で有効・適切な相談・指導を公的機関等で受けた場合は、その日数を児童指導要録上、出席扱いとすることができる。

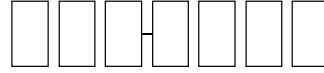
- ① 保護者と学校の間には十分連携・協力があること。
- ② 相談・指導を受ける場合は、原則として公的機関であること。  
民間機関の場合は、校長が教育委員会と連絡をとり判断すること。
- ③ 通所・入所し、相談・指導を受けることを前提とすること。

(平成 4 年 9 月 24 日 文部省通知)



様式第 4 - 1 号  
受検票送付用封筒

- 1 460円分の切手を貼る。
- 2 郵便番号住所・氏名を記入する。



簡易書留

受検票  
在  
中

( 志 願 者 氏 名 )  
様

( 志 願 者 住 所 )

( 学 校 名 )

(郵便番号)  
(住所)  
(電話番号)  
(FAX番号)

角形 2 号封筒 (240 × 332)  
簡易書留

注 送付先の郵便番号、住所及び志願者本人の氏名を明記し、460 円分の切手 (簡易書留用) を貼る。

※欄は、志願先の学校が記入する。

## 様式第 4 - 2 号

## 選抜結果通知用封筒

|                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                           | 速 達                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |               |
| 1 720円分の切手を貼る。<br>2 郵便番号住所・氏名を記入する。                                                                                                                                                                                                                                       | <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> </div> |               |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">簡易書留</div>                                                                                                                                                                        | ( 志 願 者 氏 名 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ( 志 願 者 住 所 ) |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">選抜結果通知書在中</div>                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |               |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">( 学 校 名 )</p> <p>(郵便番号)</p> <p>(住所)</p> <p style="padding-left: 40px;">(電話番号)</p> <p style="padding-left: 40px;">(F A X 番号)</p> </div> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |               |

角形 2 号封筒 (240 × 332)

注 送付先の郵便番号、住所及び志願者本人の氏名を明記し、720 円分の切手 (簡易書留及び速達用) を貼る。

様式第 4 - 3 号

出願用封筒

切手を貼る。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

簡易書留

茨城県立

学校長 殿

(県立中学校又は県立中等教育学校の住所)

入学願書等  
在中

|       |  |
|-------|--|
| 志願者氏名 |  |
| 保護者氏名 |  |
| 住 所   |  |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出書類の確認 | <input type="checkbox"/> 入学願書 <input type="checkbox"/> 写真票 <input type="checkbox"/> 受検票<br><input type="checkbox"/> 志願理由書 <input type="checkbox"/> 調査書 <input type="checkbox"/> 受検票送付用封筒<br><input type="checkbox"/> 選抜結果通知用封筒<br><input type="checkbox"/> 県外受検者のみ 様式第 5 号及び転入先住居証明書類 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※封をする前に、上のチェック欄で中に入れた書類を確認してください。  
 配達指定日は、下のいずれか1つにチェックしてください。  
 (指定日の3日前までしか郵便局で引き受けないので注意)

|           |                                |                                |                                |
|-----------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 配 達 指 定 日 | <input type="checkbox"/> 12月1日 | <input type="checkbox"/> 12月2日 | <input type="checkbox"/> 12月5日 |
|-----------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|

※ 縁取りがある封筒を配布する場合があります。

角形 2 号封筒 (240×332)

簡易書留 配達日指定郵便

注 簡易書留の配達日指定郵便料金分の切手を貼る。

様式第 5 号

## 県外からの入学志願申請書

令和 年 月 日  
茨城県立〔 〕 学校長 殿

志願者氏名.....

保護者氏名..... (署名)

下記のとおり、貴校に入学を志願したいので、申請します。

記

|                                                                           |                     |    |
|---------------------------------------------------------------------------|---------------------|----|
| 入学志願者氏名                                                                   | 平成 年 月 日生           | 性別 |
| 出身校名                                                                      | (令和 年 月 卒業 (修了) 見込) |    |
| 保護者氏名                                                                     | (本人との関係 : )         |    |
| 保護者の現住所                                                                   | (〒 - )              |    |
| 保護者の電話番号                                                                  |                     |    |
| 保護者及び志願者の転入先住所                                                            | (〒 - )              |    |
| 転入予定日                                                                     | 令和 年 月 日            |    |
| 理由                                                                        |                     |    |
| 転入先の住居を証明する添付書類名                                                          |                     |    |
| 添付しました転入先の住居を証明する書類は、原本と相違ありません。<br>なお、貴校以外の公立中等教育学校及び都道府県立中学校には出願していません。 |                     |    |
| 上記のとおり相違ないことを証明します。<br>令和 年 月 日<br>..... 学校 校長氏名..... (署名)                |                     |    |

注 1 志願者の保護者は、本様式「県外からの入学志願申請書」に「転入先の住居を証明する書類」を添え、出願用封筒に同封して、志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

2 [ ] 内には志願先の学校名を記入する。

様式第 6 号

|      |   |
|------|---|
| 受検番号 | ※ |
|------|---|

### 受検上の特別措置申請書

令和 年 月 日

茨城県立 [ ] 学校長 殿

出身校名.....

志願者氏名.....

保護者氏名..... (署名)  
(〒 - )

住 所.....

保護者電話番号.....

茨城県立中学校又は茨城県立中等教育学校の入学者選抜において、受検上の特別措置を願いたく、次のとおり申請します。

- 1 志願者の状況 (具体的に記入してください。)

- 2 選抜検査に関して要望する措置等 (箇条書きで記入してください。)

注 1 [ ] 内には、志願先の学校名を記入する。

2 書ききれない場合は、別紙 (任意様式、A 4 判) を添付する。

※欄は、志願先の学校が記入する。

(A 4 判)

※ 様式第 7 号 (県立中学校及び県立中等教育学校で作成)

## 選 抜 結 果 通 知 書

受検番号

出身校名

氏 名

あなたが入学を志願されました令和 5 年度茨城県立 \_\_\_\_\_ 学校  
の選抜結果を下記のとおり通知します。

記

|         |
|---------|
| 選 抜 結 果 |
|         |

あなたの適性検査の得点は、以下のとおりです。

| 適性検査の得点 |         |
|---------|---------|
| 適性検査 I  | 適性検査 II |
|         |         |

令和 5 年 1 月 18 日

茨城県立

学校長

印

- (注) 1 合格と通知された志願者は、次の期間内に入学確約書を提出してください。  
令和 5 年 1 月 20 日 (金) 又は 1 月 23 日 (月) の午前 9 時から午後 4 時まで
- 2 期間内に入学確約書を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなします。
- 3 入学予定者の定員に欠員が生じた場合は、不合格となった者の中から新たな合格者を決定し、入学の意志を確認します。  
入学意志の確認は、令和 5 年 1 月 24 日 (火) 及び 1 月 25 日 (水) の間に、  
入学願書の保護者欄に記載された電話番号へ連絡する方法により行います。

(A 4 判)

様式第 8 号

## 入 学 確 約 書

令和 5 年 月 日

茨城県立 [ ] 学校長 殿

貴校に入学することを確約します。

受検番号.....

合 格 者 氏 名.....

現 住 所.....

出身校名.....

保 護 者 氏名(署名).....

現 住 所  志願者の欄に同じ.....

電話番号.....

(注) 1 合格者の保護者は、令和 5 年 1 月 20 日 (金) 又は 1 月 23 日 (月) の午前 9 時から午後 4 時までの間に、この「入学確約書」を県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

この期間に「入学確約書」を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなす。

なお、郵送により提出する場合は、令和 5 年 1 月 23 日 (月) の期限必着とする。

2 [ ] 内には、志願先の学校名を記入する。

3 「現住所」は、郡・市名から記入する。

県外からの転居予定者は、転居予定先の住所を記入する。

4 保護者の現住所が合格者の現住所と同一の場合は、「志願者の欄に同じ」の□の中に✓を記入する。

(A 4 判)

※ 様式第 9 号 (県立中学校及び県立中等教育学校で作成)

## 入 学 予 定 者 証 明 書 (小学校提出用)

|                    |  |
|--------------------|--|
| ふ り が な<br>入学予定者氏名 |  |
| 出 身 校 名            |  |
| 保 護 者 氏 名          |  |
| 現 住 所              |  |

上記の者は、令和 5 年度茨城県立 \_\_\_\_\_ 学校の入学予定者であることを証明します。

令和    年    月    日

茨城県立

学校長



(注) 「入学予定者証明書」の交付を受けた入学予定者の保護者は、速やかに、入学予定者が在籍する小学校又は義務教育学校の校長に、県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書 (小学校提出用)」(様式第 9 号) すなわち本様式を添えて届け出る。

また、小学校又は義務教育学校の校長へ提出後速やかに、入学予定者の住所の存する市町村教育委員会に、県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書 (市町村教育委員会提出用)」(様式第 10 号) を添えて届け出る。

(A 4 判)

注 「現住所」は、郡・市名から記入する。  
県外からの転居予定者は、転居予定先の住所を記入する。



※ 様式第10号 (県立中学校及び県立中等教育学校で作成)

## 入 学 予 定 者 証 明 書 (市町村教育委員会提出用)

|                 |  |
|-----------------|--|
| ふりがな<br>入学予定者氏名 |  |
| 出身校名            |  |
| 保護者氏名           |  |
| 現住所             |  |

上記の者は、令和 5 年度茨城県立 学校  
の入学予定者であることを証明します。

令和 年 月 日

茨城県立

学校長



(注) 「入学予定者証明書」の交付を受けた入学予定者の保護者は、「入学予定者証明書 (小学校提出用) 」 (様式第 9 号) を小学校又は義務教育学校の校長へ提出後速やかに、入学予定者の住所の存する市町村教育委員会に、県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書 (市町村教育委員会提出用) 」 (様式第 10 号) すなわち本様式を添えて届け出る。

(A 4 判)

注 「現住所」は、郡・市名から記入する。  
県外からの転居予定者は、転居予定先の住所を記入する。

様式第11号

入 学 辞 退 届

茨城県立 [ ] 学校長 殿

貴校への入学を辞退します。

令和 年 月 日

出身校名 -----

受検番号 -----

志願者氏名 -----

保護者氏名(署名) -----

(注) 保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退する場合、本様式により速やかに志願先校長に提出すること(要項10(3)参照)。

(A 4 判)

様式第12号

志 願 取 消 届

茨城県立 [ ] 学校長 殿

貴校への志願を取り消します。

令和 年 月 日

出身校名 -----

受検番号 -----

志願者氏名 -----

保護者氏名(署名) -----

(注) 志願者は、出願後、合格発表前に志願を取り消す場合、本様式により速やかに志願先校長に提出すること(要項5(8)参照)。

(A4判)

### [入学願書記入例]

現住所は、**郡・市名から(アパート名なども含め)住民票の記載どおりに記入**してください。なお、**県外からの転居予定者は、転居予定先の住所**を記入してください。

出身校名は「**◇◇◇立△△小学校**」のように、「**市立、町立、村立など**」から書いてください。

様式第1号の1 (表面)

| 令和5年度入学願書                                                              |                                              |               |    | 受検番号 ※                                  |  |
|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------|----|-----------------------------------------|--|
| ふりがな                                                                   | いばらき たろう                                     |               | 性別 | 茨城県収入証紙欄                                |  |
| 氏名                                                                     | 茨城太郎                                         |               |    | 金額 2 2 0 0円                             |  |
| 生年月日                                                                   | 平成〇〇年〇〇月〇〇日生                                 |               |    | ただし、茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜手数料 2,500円 |  |
| 志願者<br>現住所                                                             | (〒〇〇〇-〇〇〇〇)<br>◇◇◇市△△町〇丁目〇番地〇<br>△△アパート〇〇〇号室 |               |    | 見本<br>2,000円<br>見本<br>200円<br>見本        |  |
| 出身校名<br>(卒業見込年月)                                                       | ◇◇◇立△△小学校<br>(令和5年3月卒業見込)                    |               |    | (取扱上の注意は裏面)                             |  |
| ふりがな                                                                   | いばらき いちろう                                    | 志願者との関係       | 父  | 備考                                      |  |
| 氏名                                                                     | 茨城一郎                                         |               |    | ※                                       |  |
| 保護者<br>現住所                                                             | <input checked="" type="checkbox"/> 志願者の欄に同じ |               |    |                                         |  |
|                                                                        | 電話①(父)                                       | 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |    |                                         |  |
|                                                                        | 電話②(母)                                       | 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |    |                                         |  |
| 貴校への入学を願いたします。<br>令和4年11月24日<br>保護者氏名(署名) 茨城一郎<br>茨城県立 [ □□□□□ ] 学校長 殿 |                                              |               |    |                                         |  |

(記入上の注意は裏面) (県立中学校又は県立中等教育学校が切り取る。)

茨城県収入証紙は、2,000円1枚、200円1枚の計2枚を、所定の欄に貼ってください。また、**消印しない**でください。

保護者の現住所が志願者の現住所と同一の場合は「**志願者の欄に同じ**」の左の□にと記してください。

「電話①」「電話②」欄には、欠員補充を行う際の意志確認でも使用するため、**保護者に日中確実に連絡が取れる電話番号**を1つ又は2つ記入してください。( )内は誰の電話かを記入してください。

志願先の**学校名**を記入してください。

校印は、志願先の**県立中学校又は県立中等教育学校**で押印します。

写真の裏に**志願者本人の名前**を書いて、貼ってください。

様式第1号の2 (表面)

| 写真票    |           | 令和5年度選抜 |
|--------|-----------|---------|
| 受検番号 ※ |           |         |
| ふりがな   | いばらき たろう  |         |
| 氏名     | 茨城太郎      |         |
| 出身校名   | ◇◇◇立△△小学校 |         |

写真を貼る

- 3ヶ月以内に撮影
- 正面上半身無帽
- 横3cm×縦4cm
- カラー・白黒を問わない
- 受検票と同じ写真

(県立中学校又は県立中等教育学校が切り取る。)

様式第1号の3 (表面)

| 令和5年度選抜検査受検票 |                   |  |      |
|--------------|-------------------|--|------|
| 受検番号 ※       | 検査会場 ※            |  |      |
| 氏名           | 茨城太郎              |  | 性別 男 |
| 生年月日         | 平成〇〇年〇〇月〇〇日生      |  |      |
| 出身校名         | ◇◇◇立△△小学校         |  |      |
| 志願先          | 茨城県立 [ □□□□□ ] 学校 |  | 校印   |

写真を貼る

- 3ヶ月以内に撮影
- 正面上半身無帽
- 横3cm×縦4cm
- カラー・白黒を問わない
- 写真票と同じ写真

注 入学願書、写真票、選抜検査受検票とも太線内を記入する。(※欄は、志願先の学校が記入する。)

\* 誤記訂正の仕方：誤記を訂正する場合は、誤りの部分に2本の線(====)を引き、正しく書き直してください。(訂正印不要)

[例] 小  
〇〇市立△△中学校

## II 生徒募集に関する Q & A

※以下の「小学校」には、義務教育学校等を含みます。

### Q 1 出願の時に必要なものは何ですか。

A 1 次のものがが必要です。

- (1) 入学願書 (茨城県収入証紙 2,200 円 [2,000 円 1 枚、200 円 1 枚] を所定の欄に貼る。)
- (2) 写真票 (写真を貼る。※A 2 の (2) の②参照)
- (3) 受検票 (写真を貼る。※A 2 の (3) の②参照)
- (4) 志願理由書 (志願理由は、志願者本人が自筆 (鉛筆書きも可) で記入する。)
- (5) 調査書 (志願者の在籍する小学校が作成し、折りたたんで長形 3 号の封筒に厳封。)
- (6) 受検票送付用封筒 (あて先記入、460 円分の切手を貼る。)
- (7) 選抜結果通知用封筒 (あて先記入、720 円分の切手を貼る。)
- (8) 出願用封筒 (実施要項及び (1) ~ (7) が入っていた封筒)

出願に際しては、上記 (1) ~ (7) の書類を (8) 出願用封筒に入れて、郵便局の窓口を持参し、受付日に必着するよう簡易書留の配達日指定郵便で郵送してください。期日の指定は届けたい日の 3 日前までにしなければならないので、注意してください。(6) ~ (8) の封筒の表には必要事項を記入しておいてください。

なお、出願は、小学校ではなく各志願者 (保護者) が行ってください。

### Q 2 出願書類の書き方等について教えてください。

A 2

- (1) 入学願書 (p. 22 の [入学願書記入例] も参照してください。)
  - ① 黒又は青のインク (ボールペン可) を使用し、楷書で書いてください。
  - ② 保護者の方が記入してください。
  - ③ 現住所欄は、郡・市名から (アパート名なども含め) 住民票の記載どおりに 記入してください。なお、県外からの転居予定者は、転居予定先の住所を記入してください。
  - ④ 保護者の現住所が志願者の現住所と同一の場合は、「志願者の欄に同じ」の □ の中に ✓ を記入してください。「電話①」「電話②」欄には、欠員補充を行う際の意志確認でも使用するため、保護者に日中確実に連絡が取れる電話番号を 1 つ又は 2 つ記入してください。
  - ⑤ 出身校名は「◇◇◇立△△小学校」のように、◇◇◇ (= 市町村等) 立から書いてください。(以下、出身校名記入欄は同様です。)
 

※ 公立小学校のうち小中一貫教育を行う学校としての名称がある場合でも、設置条例で定められている名称 (例: ◎◎市立▲▲小学校又は□□市立◆◆義務教育学校) で記入してください。
  - ⑥ 誤記を訂正する場合は、誤りの部分に 2 本の線 (====) を引き、正しく書き直してください。(訂正印不要)
  - ⑦ 茨城県収入証紙は、消印しないでください。また、2,000 円 1 枚、200 円

1 枚の 2 枚を所定の欄に貼ってください。

(収入印紙と間違えないようご注意ください。)

(2) 写真票

- ① 氏名 (ふりがな) 欄、出身校名欄のみ書いてください。
- ② 出願前 3 ヶ月以内に撮影した志願者本人の正面上半身無帽の写真 (横 3 cm、縦 4 cm) を所定の欄に貼ってください。(背景は、無地になるよう撮影) カラー・白黒を問いません。スピード写真でもかまいません。また、写真がはがれた場合に備えて、**写真の裏に志願者本人の氏名**を書いておいてください。

(3) 受検票

- ① 氏名 (性別、生年月日) 欄、出身校名欄、志願先欄のみ書いてください。
- ② 写真は、写真票に貼ったものと同じものを所定の欄に貼ってください。写真がはがれた場合に備えて、**写真の裏に志願者本人の氏名**を書いておいてください。
- ③ 志願先欄の校印は、志願先の県立中学校又は県立中等教育学校で押印します。

(4) 志願理由書

- ① 志願者本人記入欄は、志願者本人が自筆で記入してください。黒色のペン又は黒鉛筆で、はっきりと書いてください。
- ② 志願理由は、10 行の枠の中に入るように書いてください。

(5) 調査書

- ① 志願者が在学している小学校が作成しますので、この実施要項に添付している調査書用紙 (様式第 3 号) を小学校の担任の先生に渡して、作成をお願いしてください。作成には、2 週間程度かかるので、小学校には原則として 11 月 18 日 (金) までに依頼してください。

[調査書は、茨城県教育委員会のホームページ※からダウンロードしてパソコンで作成することもできます。] ※<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/>

なお、調査書は令和 4 年 10 月末現在で作成してもらうことにしています。

- ② 担任の先生から調査書を受け取る際は、長形 3 号の封筒に**厳封**されているか確認してください。**開封された調査書は無効となりますので、注意してください。**

(6) 受検票送付用封筒

この実施要項と共に配布した封筒を使い、郵便番号、住所、志願者氏名を記入のうえ、460 円分の切手を貼ってください。

(7) 選抜結果通知用封筒

この実施要項と共に配布した封筒を使い、郵便番号、住所、志願者氏名を記入のうえ、720 円分の切手を貼ってください。

(8) 出願用封筒

この封筒は必ず郵便局の窓口に持参し、簡易書留の配達日指定郵便で郵送してください。

**Q 3 他の中高一貫教育校との併願はできますか。**

**A 3 県内・県外を問わず、他の公立の併設型中高一貫教育校の中学校又は中等教育学校との併願はできません。**

**Q 4 茨城県収入証紙は、どこで買うことができますか。**

**A 4** 自動車学校や警察署など、県が指定した場所（売店や団体など）で購入できます。詳しくは、茨城県会計事務局会計管理課のホームページ※の茨城県収入証紙購入場所一覧をご覧ください。

※<https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/chizu.html>

また、茨城県庁内の下記①②の売店で、郵送による販売をしていますので直接電話でお問い合わせください。

① 茨城県生活協同組合・県庁売店（行政棟 2 階）  
水戸市笠原町 978-6 電話 029-301-6160

【参考】郵送での購入方法 [http://www.fureai-iks.com/b\\_baiten.html](http://www.fureai-iks.com/b_baiten.html)

② 高橋売店（行政棟 1 階）  
水戸市笠原町 978-6 電話 029-301-6180

**Q 5 県外（海外を含む）からの出願の手続はどうすればよいですか。**

**A 5** 出願時に県外に居住していても、入学する日までに保護者とともに茨城県内に転入することが証明される場合は、志願することができます。

**(1) 申請手続**

志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に**事前電話連絡の上**、その指示に従って「県外からの入学志願申請書」（様式第 5 号）及び「転入先の住居を証明する書類」（※注）を、**出願用封筒に同封して提出**してください。

（※注）転入先の住居を証明する書類

①すでに持家がある場合

家屋の「登記簿謄本」の写し、「登記簿抄本」の写し又は「登記事項証明書」の写し

②新築完成予定の場合

「建築確認済証」の写し又は「工事請負契約書」の写し

③新築完了の場合

「検査済証」（市町村役場）の写し

④買取りの場合

「売買契約書」の写し

⑤賃借の場合

「不動産賃貸借契約書」等の写し

⑥社宅等の場合

会社（管理責任者等）が証明したものの写し

※ 写しによる証明書の提出に当たっては、照合のために原本を小学校長に提示する。

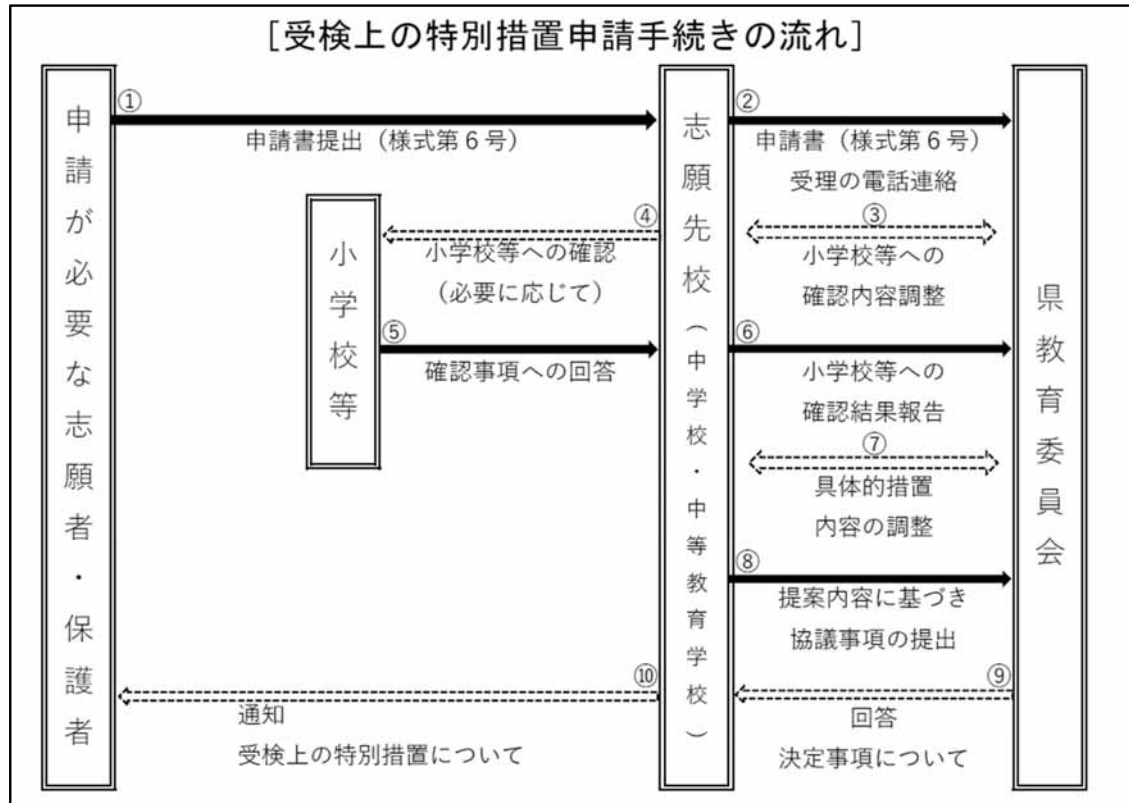
※ 住民票を転入先の住居を証明する書類とすることはできない。

出願書類等と同封して、出願受付日に必着するよう**簡易書留の配達日指定郵便**で郵送してください。

**Q 6 身体に障害がある等の場合は、検査にあたって配慮はありますか。**

**A 6** 障害や病気等により、適性検査及び面接を受ける上で特別な措置を必要とする

志願者の保護者は、志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に電話連絡の上、その指示に従って「受検上の特別措置申請書」(様式第 6 号)を原則として令和 4 年 8 月 1 日 (月) から令和 4 年 11 月 18 日 (金) までに志願先の県立中学校又は県立中等教育学校の校長に提出してください。



**Q 7** 検査当日に会場へ持っていくもので注意する点は何ですか。

**A 7**

- (1) 検査当日に必要なもの
  - ・ 受検票
  - ・ HB、B又は2Bの黒鉛筆 (シャープペンシルも可)
  - ・ 消しゴム
  - ・ 上履き
  - ・ 昼食 (保護者が途中で渡すことはできませんので、朝のうちに本人に必ず持たせてください。)
- (2) 検査室に持ち込んでよいもの
  - ・ 三角定規一組
  - ・ 鉛筆削り (小型のもの)
- (3) 検査室内に持ち込めないものの例
  - ・ 筆入れ
  - ・ 下敷き (下敷きのいらぬ机を用品です。)
  - ・ 時計  
(時計機能だけの腕時計なども持ち込めません。  
なお、時間の目安として検査室に時計を設置します。)



・携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチなどの通信機器

※ 検査の公正を乱すおそれのあるものは持ち込まないよう、ご協力のほどよろしくお願いします。

**Q 8 選抜結果はどのようにしてわかりますか。**

A 8 令和 5 年 1 月 18 日 (水) 午前 9 時に、インターネットを利用して志願先の県立中学校又は県立中等教育学校が合格者の受検番号を発表します。閲覧方法については、令和 5 年 1 月 7 日 (土) 適性検査終了後に、受検者本人に通知します。

また、発表後速やかに、志願者本人あてに「選抜結果通知書」(様式第 7 号)を送付します。その際、選抜検査の適性検査の得点も通知します。併せて、適性検査の「解答用紙の写し」も、同封します。当日到着する場合と、翌日以降になる場合があります。

**Q 9 合格した場合、どのような手続が必要ですか。**

A 9 合格者の保護者は、「入学確約書」(様式第 8 号)を入学予定の県立中学校又は県立中等教育学校の校長に、令和 5 年 1 月 20 日 (金) 又は 1 月 23 日 (月) の午前 9 時から午後 4 時までの間に提出してください。「入学確約書」は、合格者の「選抜結果通知書」に同封されています。

「入学確約書」の提出は、持参を原則としますが、郵送も可能です。郵送の場合は、事前に入学予定の県立中学校又は県立中等教育学校に電話連絡をした上で、簡易書留で郵送してください。令和 5 年 1 月 23 日 (月) の期限必着とします。その際、「入学予定者証明書」を交付するための返信用封筒(角形 2 号の封筒に郵便番号、住所、志願者の氏名を記入し、切手 440 円分を貼ったもの)を同封してください。なお、この期間に「入学確約書」を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなします。

**Q 10 入学予定者の手続は具体的にどのようにするのですか。**

A 10 入学予定の県立中学校又は県立中等教育学校の校長が、「入学確約書」の提出を受けた後、すぐに「入学予定者証明書」(様式第 9 号及び様式第 10 号)を交付します。

在籍する小学校の担任の先生を通して、校長先生に県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書(小学校提出用)」(様式第 9 号)を添えて届け出てください。

また、小学校への提出後、速やかに、入学予定者の住所の存する市町村教育委員会に、県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を、「入学予定者証明書(市町村教育委員会提出用)」(様式第 10 号)を添えて届け出てください。

**Q 11 保護者の転勤等の理由で入学を辞退する場合、どのようにすればよいですか。**

A 11 「入学確約書」を提出した入学予定者については、原則として入学の辞退は認めませんが、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合は、速やかに「入学辞退届」(様式第 11 号)を入学予定の県立中学校又は県立中等教育学校の校長に提出することになりますので、事前に入学予定の県立中学校又は県立中等教育学校に電話連絡してください。その際に、手続の仕方等について、説明いたします。

**Q12 欠員の補充はありますか。また、手続はどうなりますか。**

**A12** 合格者の発表以後に入学辞退者が生じた場合、県立中学校長又は県立中等教育学校長が、速やかに補欠合格者を決定して入学の意志を確認し、入学予定者の欠員の補充を行います。

入学の意志の確認は、原則として令和 5 年 1 月 24 日 (火) 及び 1 月 25 日 (水) に行います。はじめに入学願書記載「電話①」に、つながらない場合には「電話②」に連絡し、募集定員に達するまで、順次入学予定者を決定していきます。

またその際に、その後の手続の仕方等についても、説明いたします。

## 令和 5 年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校入学者選抜の主な日程

| 事 項                                               | 期 間 (期限)                           | 提出者等                 | 提出先・実施場所等                                    |
|---------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------|----------------------------------------------|
| 県外からの転居予定者の<br>入学志願申請書等提出<br><b>出願用封筒に同封し提出</b>   | 12月1日(木)、<br>12月2日(金)、<br>12月5日(月) | 県外からの<br>志願者の保<br>護者 | 志願先の県立中学校又は県<br>立中等教育学校の校長                   |
| 受検上の特別措置申請書<br>提出                                 | 8月1日(月)から<br>11月18日(金)まで           | 志願者の<br>保護者          | 志願先の県立中学校又は県<br>立中等教育学校の校長                   |
| 入学願書等の出願受付<br><b>簡易書留の配達日指定郵<br/>便 (郵送：期間内必着)</b> | 12月1日(木)、<br>12月2日(金)、<br>12月5日(月) | 志願者の<br>保護者          | 志願先の県立中学校又は県<br>立中等教育学校の校長                   |
| 選抜検査実施                                            | 1月7日(土)                            |                      | 志願先の県立中学校又は県<br>立中等教育学校<br>(注)               |
| 合格者発表                                             | 1月18日(水)                           |                      | インターネットを利用して<br>発表及び本人あて郵送                   |
| 入学確約書提出                                           | 1月20日(金)及び<br>1月23日(月)             | 合格者の<br>保護者          | 入学予定の県立中学校又は<br>県立中等教育学校の校長                  |
| 欠員の補充のための入学<br>意志確認                               | 1月24日(火)及び<br>1月25日(水)             |                      | 志願先の県立中学校又は県<br>立中等教育学校から該当者<br>の保護者に電話で直接連絡 |
| 小学校長への届出                                          | 入学確約書の提出<br>後速やかに                  | 入学予定者<br>の保護者        | 在籍小学校                                        |
| 市町村教育委員会への届<br>出                                  | 入学確約書の提出<br>後速やかに                  | 入学予定者<br>の保護者        | 当該市町村教育委員会                                   |

(注) 志願者数によっては、近隣の県立高等学校を会場とする場合がある。

## 公 告

### ●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年7月14日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所
- 2 作業種類 公共測量（カラー空中写真 地上画素寸法16cm）
- 3 作業期間 令和4年8月1日から  
令和5年3月15日まで
- 4 作業地域 霞ヶ浦湖岸全域

### ●都市計画の図書の縦覧

鹿島臨海都市計画土地区画整理事業の変更に伴い、神栖市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和4年7月14日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
土地区画整理事業（深芝土地区画整理事業）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

### ●都市計画の図書の縦覧

鹿島臨海都市計画用途地域の変更に伴い、神栖市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和4年7月14日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
用途地域
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

鹿島臨海都市計画地区計画の決定に伴い、神栖市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和4年7月14日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
地区計画（深芝豊田・昭和地区）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課



●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年7月14日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡茨城町大字前田字寺坪215番2、同番3、同番4、同番5
- 2 事業主の住所及び氏名  
笠間市平町1935番地3 Green Villa E203  
熊谷 知博、熊谷 ゆかり



- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
結城郡八千代町大字平塚字内野1131番3
- 2 事業主の住所及び氏名  
結城郡八千代町大字平塚1131番地  
古谷 直樹



●入札公告

県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

令和4年7月14日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 売払財産（土地）

| 物件番号 | 土地の所在及び地番         | 公簿地目 | 公簿面積(m <sup>2</sup> ) | 予定価格(円) |
|------|-------------------|------|-----------------------|---------|
| 1    | 鹿嶋市大字宮中字中町附4819番1 | 山林   | 209                   | 779,000 |
|      | 鹿嶋市大字宮中字中町附4819番8 | 山林   | 310                   |         |
| 2    | 神栖市鰐川字鰐川300番33    | 雑種地  | 316                   | 771,000 |

| 物件番号 | 土地の所在及び地番        | 公簿地目 | 公簿面積(㎡) | 予定価格(円)   |
|------|------------------|------|---------|-----------|
| 3    | 神栖市奥野谷字浜野6312番81 | 雑種地  | 344     | 2,930,000 |
|      | 神栖市奥野谷字浜野6312番82 | 雑種地  | 1,571   |           |

## 2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する県の職員
- (3) 民法（明治29年法律第89号）の規定による成年被後見人、被保佐人、被補助人、又は未成年
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをされている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てをされている者
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
  - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
  - オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）
- (7) (6)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体またはその構成員

## 3 入札参加申込書・入札関係書類の配布期間及び場所

### (1) 配布期間

令和4年7月14日（木）から令和4年8月22日（月）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

### (2) 配布場所

水戸市笠原町978番6

茨城県立地推進部立地整備課鹿島グループ

電話 029-301-2744

立地推進部立地整備課のホームページからも入札申込書・入札関係書類のダウンロードが可能。

## 4 入札参加申込書等の提出期間及び場所

### (1) 提出期間

下記7に示す入札書の受領期限の25分前から10分前まで

## (2) 提出場所

神栖市大野原 4 丁目 7 番 11 号  
鹿島セントラルホテル 新館 2 階 竹の間

## 5 入札書の提出方法

入札書は、持参により提出すること。

## 6 入札書の提出及び開札の場所

## (1) 入札書の提出場所

神栖市大野原 4 丁目 7 番 11 号  
鹿島セントラルホテル 新館 2 階 梅の間

## (2) 開札の場所

神栖市大野原 4 丁目 7 番 11 号  
鹿島セントラルホテル 新館 2 階 梅の間

## 7 入札書の受領期限

| 物件番号 | 日 時                 |              |
|------|---------------------|--------------|
| 1    | 令和 4 年 8 月 23 日 (火) | 午前 11 時      |
| 2    |                     | 午前 11 時 30 分 |
| 3    |                     | 正午           |

## 8 開札の日時

| 物件番号 | 日 時                 |              |
|------|---------------------|--------------|
| 1    | 令和 4 年 8 月 23 日 (火) | 午前 11 時      |
| 2    |                     | 午前 11 時 30 分 |
| 3    |                     | 正午           |

## 9 入札の無効

上記 2 に示す入札に参加することができない者のした入札、入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 148 条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

## 10 入札の回数

入札の回数は、1 回とする。

## 11 落札者の決定方法

予定価格以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札を行った者を落札者とする。

## 12 入札保証金

入札参加者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額（1 円未満切上げ）を、入札保証金として納付すること。

入札参加者は、現金又は茨城県財務規則第 139 条第 1 項第 3 号に規定する有価証券（銀行振出し小切手に限る。）により、上記 7 に示す入札書の受領期限の 25 分前から 10 分前までの間に、上記 4 (2) に示す場所において納付すること。

なお、この入札保証金には、利子を付さない。

## 13 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、前記 12 の入札保証金は、県に帰属する。

## 14 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、県の示す契約条項により県と売買契約を締結するとともに、売買代金を、県が発行する納入通知書により一括して、県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

## 15 説明会の日時及び場所

| 日 時                             | 場 所                                           |
|---------------------------------|-----------------------------------------------|
| 令和 4 年 7 月 29 日 (金) 午後 1 時 30 分 | 神栖市大野原 4 丁目 7 番 11 号<br>鹿島セントラルホテル 新館 2 階 橋の間 |

~~~~~  
(病 院 局)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年 7 月 14 日

茨城県立中央病院長 島 居 徹
茨城県立こども病院長 新 井 順 一

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程（平成18年茨城県病院事業管理規定第22号）第2条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年茨城県規則第98号）第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①A重油 J I S 1 種 1 号【共同購入】茨城県立中央病院200キロリットル 茨城県立こども病院100キロリットル 計300キロリットル ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 茨城県立こども病院 茨城県水戸市双葉台3丁目3-1 ③令和4年6月22日 ④株式会社宇田川コーポレーション 代表取締役 社長 宇田川 仁英 茨城県土浦市真鍋2丁目1番39号 ⑤85,000円/1キロリットル（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ⑥一般競争入札 ⑦令和4年5月12日 ⑧最低価格

~~~~~  
(警 察 本 部)

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年 7 月 14 日

茨城県警察本部長 飯 利 雄 彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年茨城県規則第98号）第4条第1項の公告



又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①仮想サーバファームの賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町978番 6 ③令和 4 年 7 月 1 日 ④NEC キャピタルソリューション株式会社関東支店長星野和隆 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地 17 ⑤月額2,256,000円 (消費税及び地方消費税抜き額) ⑥一般競争入札 ⑦令和 4 年 5 月 19 日 ⑧落札方式は最低価格



●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年 7 月 14 日

茨城県警察本部長 飯 利 雄 彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①単体リースパソコン等 38 式の賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 4 年 7 月 1 日 ④株式会社 J E C C 専務取締役依田茂 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 ⑤月額 451,900 円 (消費税及び地方消費税抜き額) ⑥一般競争入札 ⑦令和 4 年 5 月 19 日 ⑧落札方式は最低価格



正 誤

令和 3 年 12 月 16 日付け茨城県報第 265 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行      | 誤          | 正           |
|-----|--------|------------|-------------|
| 4   | 上から 26 | 様式 34 号(ア) | 様式第 34 号(ア) |
| 4   | 上から 27 | 様式 35 号(ア) | 様式第 35 号(ア) |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)